林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
目次 **第１章　総則** **第１０１条～第１２１条**　（省略） **第１２２条　完了検査** １～２　（省略） ３　発注者は、完了検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を連絡するものとする。 ４～７　（省略） **第１２３条　出来形検査（既済部分検査）等** １～５　（省略） ６　発注者は、出来形検査（既済部分検査）に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を連絡するものとする。 ７　（省略） **第１２４条　中間検査** １　（省略） ２　中間検査の時期選定は、発注者が行うものとし、発注者は中間検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を連絡するものとする。 ３～４　（省略） **第１２５条～第１４４条**　（省略） **第１４５条　現場代理人及び主任技術者** １～２　（省略） ３　請負金額が４，５００万円以上の場合は、主任技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。 なお、請負者は、主任技術者について、建設業法施行令第２７条第２項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に主任技術者の兼務届及び工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後５日以内に、また、既発注工事については、主任技術者の兼務届に工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出すること。 ４　現場代理人の常駐・兼務については、「工事現場における現場代理人の常駐・兼務の運用について」（愛知県農林基盤局長通知、最終改正；令和７年７月 29 日付け７農総第 56 号）の「運用の２」以外により、現場代理人と他工事を兼務させる場合は双方の工事に兼務届等を提出すること。 兼務する工事が新たに契約した工事である場合は、現場代理人等通知書に現場代理人の兼務届及び工程表を所定の様式(参考資料)により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後５日以内に、また、既発注工事である場合は、現場代理人の兼務届に工程表を所定の様式(参考資料)により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。 ５～６　（省略） **第１４６条～第１４９条**　（省略） **第２章～第７章**　（省略）	**目次** **第１章　総則** **第１０１条～第１２１条**　（省略） **第１２２条　完了検査** １～２　（省略） ３　発注者は、完了検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。 ４～７　（省略） **第１２３条　出来形検査（既済部分検査）等** １～５　（省略） ６　発注者は、出来形検査（既済部分検査）に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。 ７　（省略） **第１２４条　中間検査** １　（省略） ２　中間検査の時期選定は、発注者が行うものとし、発注者は中間検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。 ３～４　（省略） **第１２５条～第１４４条**　（省略） **第１４５条　現場代理人及び主任技術者** １～２　（省略） ３　請負金額が４，０００万円以上の場合は、主任技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。 なお、請負者は、主任技術者について、建設業法施行令第２７条第２項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に主任技術者の兼務届及び工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後５日以内に、また、既発注工事については、主任技術者の兼務届に工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出すること。 ４　現場代理人の常駐・兼務については、「工事現場における現場代理人の常駐・兼務の運用について」（愛知県農林水産部部長通知　平成２９年１０月１７日付け２９農検第５４９号）の「運用の２」以外により、現場代理人と他工事を兼務させる場合は双方の工事に兼務届等を提出すること。 兼務する工事が新たに契約した工事である場合は、現場代理人等通知書に現場代理人の兼務届及び工程表を所定の様式(参考資料)により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後５日以内に、また、既発注工事である場合は、現場代理人の兼務届に工程表を所定の様式(参考資料)により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。 ５～６　（省略） **第１４６条～第１４９条**　（省略） **第２章～第７章**　（省略）	